

7. 安全保障技術研究推進制度等に関連した幹事会の取り組み

- ・ 前総会（第170回）で、幹事会での検討を進めることを表明。
 - ・ 幹事会での議論、防衛省（1月幹事会時）、文科省・研究者（3月幹事会時）との意見交換会開催。
- ・ 「学術の動向」（2015年11月号）での会長メッセージ
 - ・ 1950年、1967年における日本学術会議の声明（戦争を目的とした科学の研究は行わない）を堅持。
 - ・ 科学者の行動規範（改訂版、2013年）における科学研究の利用の両義性（科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。）を堅持。
 - ・ 自衛隊発足（1954年）と自衛隊への国民意識の変化（世論調査等）を踏まえた議論。

安全保障にかかわる研究に関する論点（私見）

- ・ 日本学術会議の1950年、67年の声明「戦争を目的とした科学の研究は行わない」を堅持するべきではないか？
- ・ 少なくとも個別的自衛権の観点から、自衛隊の活動を国民が容認しているとの認識から、その目的にかなう基礎的な研究開発を大学等の研究者が行うことは許容されるべきではないか？
- ・ 上記の許容範囲はどれほどまでかについては、自衛活動に関する国民合意を踏まえた判断が必要。これらについて、日本学術会議の見解を示すべきではないか？
- ・ 広く デュアル・ユース（研究成果の両義性）については、問題が多岐にわたる可能性があり、科学者の倫理として、各研究者が適切に対応する必要があるのではないか？

平成 2 7 年度 安全保障技術研究推進制度 公募要領 (抜粋)

公募受付期間 平成 2 7 年 7 月 8 日 (水) ～平成 2 7 年 8 月 1 2 日 (水)

【注意事項】

- 本制度への応募は、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」で行います。応募に先立ち、e-Rad への登録が必要になります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続きを行ってください。
- 公募締め切り直前に提出されますと、応募書類の修正が必要になった場合の対応時間が十分に確保できず、受付期間内に受理されないことがあります。提出は十分な余裕をもってお願いします。
- 本制度へ応募する際には、応募者が所属している機関の長名による同意書 (様式任意) の提出が必要となります。

平成 2 7 年 7 月
防衛省技術研究本部

目次

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

- 1. 1. 制度の趣旨
- 1. 2. 制度の概要
- 1. 3. 契約までの全体スケジュール
- 1. 4. 応募資格
- 1. 5. 本制度のポイント
- 1. 6. 研究費について

2. 制度運営の体制と採択までの流れ

- 2. 1. 制度の運営体制
- 2. 2. 研究課題の公募
- 2. 3. 審査の概要
- 2. 4. 審査の評価基準
- 2. 5. 審査結果等の通知
- 2. 6. 採択後の手続き等

3. 研究の実施等について

- 3. 1. 研究の進め方
- 3. 2. 研究成果等の報告
- 3. 3. 研究成果の外部への公開手続き
- 3. 4. 知的財産権の帰属等

4. 研究課題の申請等について

- 4. 1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募
- 4. 2. 申請書類の作成と提出方法
- 4. 3. 申請書類の注意事項

5. 応募にあたっての留意点

- 5. 1. 研究実施機関の要件・責務等
- 5. 2. 事実と異なる応募書類の提出に対する措置
- 5. 3. 重複申請について
- 5. 4. 不合理な重複・過度な集中に対する措置
- 5. 5. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況
- 5. 6. 研究費の不正な使用等に関する措置
- 5. 7. 研究活動の不正行為に対する措置
- 5. 8. 他の競争的資金制度で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置
- 5. 9. 関係法令等に違反した場合の措置
- 5. 10. 間接経費に係る領収書等の保管に係る事項
- 5. 11. 研究費の繰越について
- 5. 12. 研究経費の取扱区分
- 5. 13. 研究経費の費目間流用及び合算使用について

5.14. 応募情報および個人情報の取扱い

5.15. 研究に必要な物品等の購入、及び購入した物品等の取り扱い

別紙1 研究経費の取扱区分

別紙2 競争的研究資金の間接経費の執行に係る共通指針

別紙3 平成27年度募集に係る研究テーマについて

別紙4 平成27年度 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領

別紙5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

1.1 制度の趣旨

近年、科学技術の急速な発展により、防衛技術に適用可能な新しい技術や概念が様々な領域で生み出されています。さらに民生技術と防衛技術の境目が曖昧になっており、防衛装備に適用可能な技術領域が広がってきている等、短期間に大きく変化している状況にあります。防衛省はこの環境の変化に対応するため、競争的資金制度である安全保障技術研究推進制度（以下「本制度」という。）を新設します。

本制度では、外部の研究者の方から広く研究課題を公募し、優れた提案を外部評価により選定し、委託契約の形で研究実施を依頼します。依頼する研究内容は、防衛装備品そのものの研究開発ではなく、将来の装備品に適用できる可能性のある基礎技術を想定しています。研究の結果、良好な成果が得られたものについて、防衛省において引き続き研究を行い、将来の装備品に繋げていくことを想定しておりますが、それに留まらず、研究成果が広く民生分野で活用されることも期待します。研究対象が基礎技術であるため、研究者同士の開かれた議論が重要であること、また本制度としても研究者の幅広い参加を促すことが必要であることから、本制度では成果の公開を原則としており、また、知的財産権は所定の条件の下で委託先に帰属させることを可能としています。

1.2 制度の概要

本制度では、対象とする研究テーマを掲示した上で研究課題を公募し、外部有識者を中心とした審査の上、採択課題を決定します。決定後、採択者が所属する機関と委託契約を締結し、研究を実施していただきます。研究の全期間終了後、終了評価を実施します。応募の条件等は以下のとおりです。また、全体の流れを図1に示します。

研究期間：3カ年度以内（1カ年度、2カ年度でも可）

研究費規模：1課題あたり研究費（直接経費）最大年間3,000万円、間接経費は直接経費の30%を上限として別途支給

採択件数：予算の範囲内で採択（参考：27年度予算額 約3億円）

契約形態：単年度毎の委託契約

※ 複数年度にわたる研究課題においても、年度末に進捗状況の確認等を実施し、その結果継続の可否を判断（契約は、毎年度更新）

本制度への応募希望者は、別紙第3に示す研究テーマを確認の上、いずれかの研究テーマの内容に合致する適切な研究課題を案出し、別紙第4に示す応募書類に記入の上、公募期間中に応募をお願いします。

なお、平成27年度中、本制度の運営主体が防衛省技術研究本部から防衛装備庁に変更する予定ですが、組織改編後も、本公募要領に記載された事項については、引き続き有効です。なお、組織改編後は、本要領中の「技術研究本部」を「防衛装備庁」と読み替えてください。

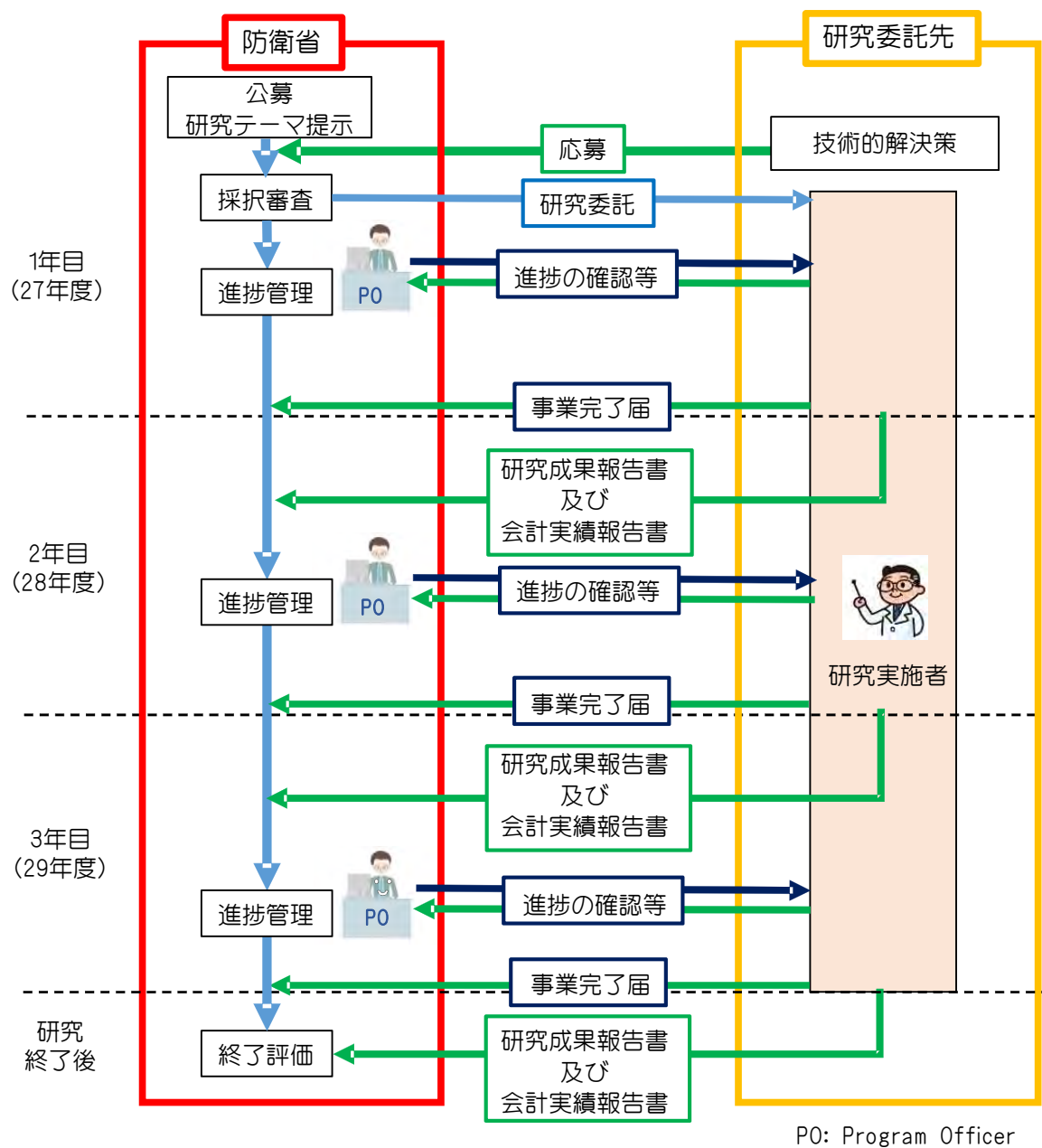


図 1 委託研究の全体の流れの一例（研究期間3カ年の場合）

1.3 契約までの全体スケジュール（予定）

平成27年7月 8日	公募開始
8月12日	公募締切
8月中旬	審査開始
9月上旬～中旬	ヒアリング
9月中旬～下旬	採択課題決定・公表
10月下旬～11月上旬	契約締結・研究の開始

次年度以降の公募スケジュール等については、変更される可能性があります。

1.4 応募資格

(1) 研究体制について

①本制度に基づいて研究を実施する研究者（「研究実施者」と呼びます。）のうち、研究実施の中心となる代表者を「研究代表者」とします。研究者1名での応募であれば、その方が研究代表者となります。2名以上の研究者から構成される研究グループで応募される場合、必ず1名の研究代表者を選んでください。また、研究代表者以外で、研究に参加する研究者を「研究分担者」と呼びます。

② 研究実施者の所属機関を「研究実施機関」、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」、研究分担者が所属する「代表研究機関」以外の研究実施機関を「分担研究機関」とします。応募は、代表研究機関の了解の元、研究代表者が行います。同様に、研究分担者も所属している研究機関の了解が必要です。

(2) 研究実施者の資格要件

すべての研究実施者は、研究を実施する能力のある以下の①から③のいずれかの機関に所属していることが必要です。

- ① 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関
- ② 独立行政法人（国立研究開発法人を含みます）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ③ 民間企業¹、研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

研究実施場所は、原則としてすべて日本国内にあることが必要です。

(3) 研究代表者の資格要件

研究代表者については、上記（2）に加えて以下の条件を満足する必要があります。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 日本語によるヒアリング審査や評価に対応できること。
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に在籍できること（研究実施機関の統合あるいは分割、組織改編等の場合は除きます）。

研究代表者は、提案した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有します。また、研究課題が採択された後、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究実施者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の所掌を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究グループ内における研究管理を行うこととなります。

研究期間中の研究代表者の変更を伴うような提案は避けてください。研究期間中に上記要件のうち、1つでも満たさなくなる等（退職等も含む）により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる方は、研究代表者にならないようお願いします。

¹ 民間企業は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1 民法、商法その他日本の法律に基づいて設立された法人であること。
- 2 提案した研究課題について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る技術研究のための拠点を有すること。
- 3 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

(4) 研究実施機関の資格要件

本制度における委託契約は、代表研究機関と技術研究本部との間で結びます。代表研究機関を含む研究実施機関は以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格²）「役務」の「A」、「B」、「C」、または「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（代表研究機関のみ）
- ④ 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係または人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買または製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、防衛省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

このほか、研究代表機関に関して、著しい経営の状況の悪化または資産及び信用度の低下の事実がある場合、あるいは契約の履行がなされないおそれがあると認められる場合には、契約時に 10%以上の契約保証金の納付を求めることがあります。

またすべての研究実施機関は、契約までに公的研究資金の管理・監査体制、及び研究不正行為の防止のための体制を構築していただく必要があります。詳細は 5.1 節をご覧ください。

1.5 本制度のポイント

(1) 技術研究本部からの情報の提供について

本制度は、成果の公開を原則とします。そのため、成果を外部に公開しないことを前提とするような研究提案は避けてください（知財等の関係で一部を不開示とすることは許容します）。また、技術研究本部が保有する情報の使用を前提とするような提案も避けてください。ただし、研究を実施する過程で、研究実施機関あるいは技術研究本部が保有する不開示情報の利用が研究目的達成の上で有効であると、研究代表者及び技術研究本部の双方が認めた場合には、別途調整することとします。

なお、いかなる場合であっても、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条に規定する「特定秘密」、あるいは日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する「特別防衛秘密」が委託先に提供されることはありません。

²本資格は、以下のホームページから手続きが可能です。

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

(2) 研究成果の外部への公開あるいは発表について

本制度では、委託先が希望すれば、得られた成果について外部への公開が可能です。また、技術研究本部においても研究の成果を取りまとめて発表することがあります。なお、研究成果報告書を防衛省に提出する前に成果を公開する場合には、その内容について、公開して差し支えないことをお互いに確認することとしています。

新聞、図書、雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、本制度による研究の成果であることを必ず明記してください。

(3) 研究終了後の協力について

本制度による研究実施者には、研究期間中あるいは終了後に、防衛省で実施するシンポジウム等において、研究成果を発表して頂く場合があります。また、毎年度契約終了後の5月31日までに、研究成果を詳細にまとめた「研究成果報告書」の提出や「フォローアップ調査」等へのご協力をお願いします。研究期間が終了している場合、これらに要する費用を本制度の直接経費で支出することはできませんが、これらへの対応については、採択に当たっての条件であることをご理解願います。

1.6 研究費について

(1) 研究費の内訳

本制度で支払われる研究費は、「直接経費」と「間接経費」に大別されます。

① 直接経費とは、本制度に基づき研究を実施するために、直接必要な経費を指します（【別紙1】参照）。

② 間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、本制度に基づく研究の実施に伴う研究実施機関の管理等に必要な経費として、研究実施機関が使用する経費を指します（【別紙2】参照）。間接経費の執行に関しては、【別紙2】を基本に、本制度に基づく研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当することとし、研究実施機関の長の責任の下で適正に執行管理してください。なお、間接経費の運用状況については、配分機関である技術研究本部に対し、【別紙2】の別紙様式を使い契約翌年度の6月30日までに報告頂く必要がありますので、ご注意ください。

(2) 研究費の支払い

研究に要する費用は、「委託費」として、研究終了後の支払いとなりますが、研究代表者から依頼があった場合、その理由から必要と認められる場合は、研究期間途中の概算払い³を認めることがあります。

(3) 研究費の研究終了後の精算について

研究実施年度中に支出した研究費の精算を受けるにあたっては、代表研究機関より技術研究本部に対して「会計実績報告書」の提出が必要です。POや事務局と調整の上、原則として、最終的な会計実績報告書を契約翌年度の5月31日までに提出いただきます。

³ 概算払い： 支出金額が確定していない債務について概算金額を支払うこと。

す。この場合、概算で研究費が支払われた後、6月以降に研究費を確定し、精算されます。

なお、繰り越しを実施する等、特定の条件においては、予算決算及び会計令に定められた期限である契約翌年度の4月30日までに精算を行う必要があります。その場合は、会計実績報告書を年度内に提出していただく必要がありますので、別途調整させていただきます。

(4) 留意点

採択時に配分する研究費は、審査結果等を踏まえて決定されます。このため、申請額から減額される場合もあります。

2. 制度運営の体制と採択までの流れ

2.1 制度の運営体制

本制度における研究課題の採択、研究成果の評価その他必要な事項について、独立性、公平性及び透明性を確保した審査、評価又は審議を行うため、技術研究本部に安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会を構成する評価委員は、大学教授等の外部専門家から本部長が委嘱します。

一方、研究課題の進捗管理等は、本制度の運用全体を統括する者として技術研究本部の幹部職員から指名されるプログラムディレクター（PD）の指示の元、プログラムオフィサー（PO）が中心となって行います。POも、それぞれの研究テーマ毎に技術研究本部の研究者から適切な人材が指名されます。研究実施者は、POと密接な連携を図ることが求められます。また、本制度の運営全般の事務等の取扱いは、PDの統括の元、事務局である技術研究本部事業監理部計画官（以下「事務局」という。）が担当します。

本制度は、研究課題の公募、応募書類の審査、採択課題の決定、契約、研究の実施という流れで運営されます。以下、それぞれについて説明します。

2.2 研究課題の公募

平成27年度に本制度で公募する研究テーマの詳細は【別紙3】をご参照ください。応募者は、この研究テーマの中から一つを選び、その研究テーマの解決策となり得る具体的な研究課題（技術的解決策）を考案して応募してください。応募手続きの詳細につきましては、4章を参照してください。

なお、研究テーマに合致しない研究課題は、採択の対象となりません。

2.3 審査の概要

(1) 審査等の流れ

応募された研究課題は、以下の流れで審査等を行います。



会長からの メッセージ

安全保障技術研究推進制度をめぐって —第170回総会での議論から—

日本学術会議会長 大西 隆

10月1日から日本学術会議総会、続いてSTSフォーラムがあり、その他ICEFやGEAといった国際会議が日本で開催される等、科学技術関係の会合が目白押しで、これらに参加して、忙しい日々を過ごした会員・連携会員の皆さんも多かったのではないかと推察します。

今回の総会では、フューチャーアース、女性の科学界への参画の課題、科学技術イノベーションに関する産学官連携について講演があり、出席者に関心を持っていただいたように思いました。

総会時の自由討論では、会長報告で触れたこともあって、防衛省が今年度からはじめた「安全保障技術研究推進制度」に関連して、活発な意見交換が行われました。ご承知のように、この制度は、「装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するための競争的資金制度」（防衛省）で、30ほどのテーマが示され、研究計画を公募し、成果を公表するというもので、審査によって9課題が選ばれました。その中には、私が学長を務める大学の教員が応募した課題も含まれましたが、そのことは本メッセージとは直接関係ありません。

総会での論点は、これまで軍事と科学研究の問題で示してきた日本学術会議の見解はどのようなものだったのか、現在、日本学術会議どう考えるのか、さらに、それを踏まえた今回の防衛省の研究資金、あるいはこれが今後継続された場合のこうした研究資金に対する考え方等でした。

総会での議論を受けて、私からは、今後どのように議論を進めるのか幹事会で検討することをお約束しました。

議論を行うに当たって、日本学術会議のこれまでの見解を踏まえることが必要です。直接関係するものは三つかと思います。日本学術会議では、1950年に、声明「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」を総会で決めています。その内容は、前年の設立時の精神を受け継いで、まさに標題の決意を表明したものです。

1967年には、声明「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を、やはり総会で採択しています。これは、1966年に開催されて、日本学術会議が後援した半導体国際会議にアメリカ陸軍極東研究開発局からの相当額の資金援助が行われたことが判明したため議論が興り、会長の遺憾表明に続いて、総会での声明採択に至ったものです。声明では、「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」という決意を示しています。

それから時間をおいて、2013年に幹事会が決定した声明「科学者の行動規範—改訂版—」では、科学研究の利用の両義性の項で、「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する」と述べています。

私は、1950年と1967年の声明にある、戦争を目的とする科学の研究は行わないという主張は、日本国憲法第9条に通ずるものであり、現在でも継承するべきと考えています。その上で、それから半世紀ほどが経過した中での自衛隊に対する国民意識の変化、科学研究成果が自衛装備に既に深く関わっている現実等を踏まえて議論を進めるべきだと思います。

幹事会メンバーと防衛省との意見交換会

議 事 次 第

1 日 時 平成28年1月29日（金） 13：30～14：10

2 場 所 大会議室（2階）

3 議 題 安全保障技術研究推進制度について

4 出 席 者

○日本学術会議幹事会

会 長 大西 隆（豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授）

副 会 長 向井 千秋（東京理科大学副学長）

副 会 長 井野瀬久美恵（甲南大学文学部教授）

副 会 長 花木 啓祐（東京大学大学院工学系研究科教授）

第 一 部 部 長 小森田秋夫（神奈川大学法学部教授）

第一部副部長 杉田 敦（法政大学法学部教授）

第 一 部 幹 事 小松 久男（東京外国語大学大学院総合国際学研究院特任教授）

第 二 部 部 長 長野 哲雄（東京大学名誉教授、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事）

第二部副部長 大政 謙次（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

第 二 部 幹 事 石川 冬木（京都大学大学院生命科学研究科教授）

第 二 部 幹 事 福田 裕穂（東京大学大学院理学系研究科長・理学部長・教授）

第 三 部 部 長 相原 博昭（東京大学副学長・大学院理学系研究科教授）

第三部副部長 土井美和子（国立研究開発法人情報通信研究機構監事、株式会社国際電気通信基礎技術研究所客員研究員）

第 三 部 幹 事 大野 英男（東北大学電気通信研究所長・教授）

第 三 部 幹 事 川合 眞紀（東京大学大学院新領域創成科学研究科物質系専攻教授、国立研究開発法人理化学研究所理事長特別補佐）

○防衛省

防衛装備庁 防衛技監

外園 博一

防衛装備庁 技術戦略部 技術振興官

鈴木 茂

以 上

安全保障技術研究推進制度について

平成28年1月
防衛装備庁

防衛装備庁における研究開発機関との協力・連携の基本的考え方

研究開発機関との協力・連携に係る基本的考え方

研究開発機関との協力・連携に当たっては、双方の技術研究に対するスタンスを理解、尊重しつつ、お互いの自発的な意思に基づいて行われることを基本。以下の考え方に基づき実施。

- － 科学技術の動向等も踏まえつつ、大学、国立研究開発法人等の優れた技術を積極的に導入し、効果的かつ効率的な研究開発を実施。
- － 相互互恵的協力との考え方の下、各々得意な汎用技術の相互交流、技術リスクの分散、経費の低減など研究機能を相互補完することにより、技術力の向上を図る。



研究開発機関との協力・連携に係る具体的な施策

- 取決め、覚書等に基づく大学、国立研究開発法人等との研究協力（現在、8つの大学、7つの国立研究開発法人と研究協力協定を締結）
 - － 防衛装備庁と協定相手方研究機関との間で技術情報を交換
 - － 必要に応じて、双方の研究施設、機器等を共同で利用
 - － 研究協力による成果は、外部に発表しても差し支えないこと
- **安全保障技術研究推進制度の実施**

防衛装備庁と国内の研究開発機関の対象領域との比較

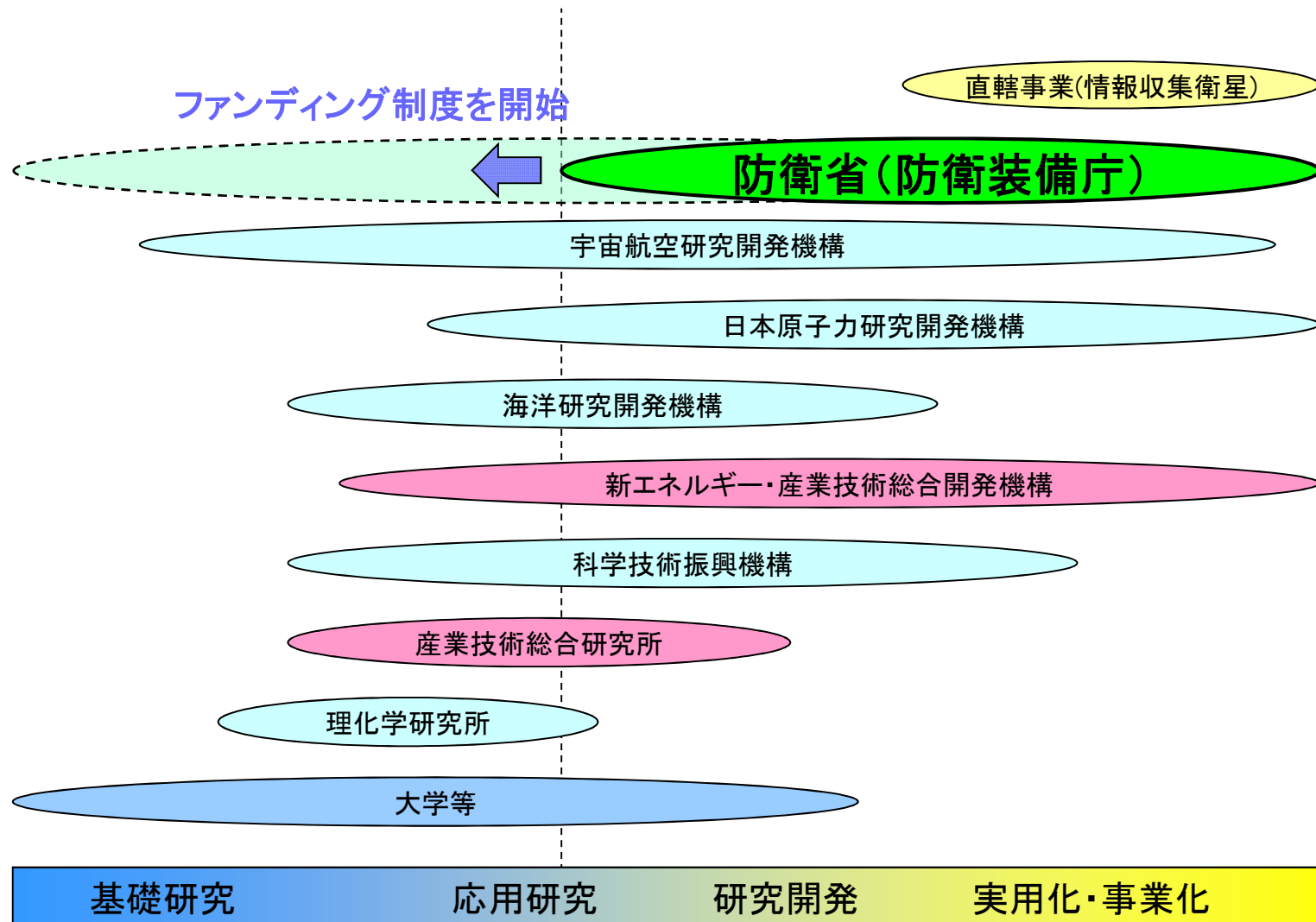
組織の使命に沿った研究等

トップダウン型



自由な発想に基づく研究

ボトムアップ型

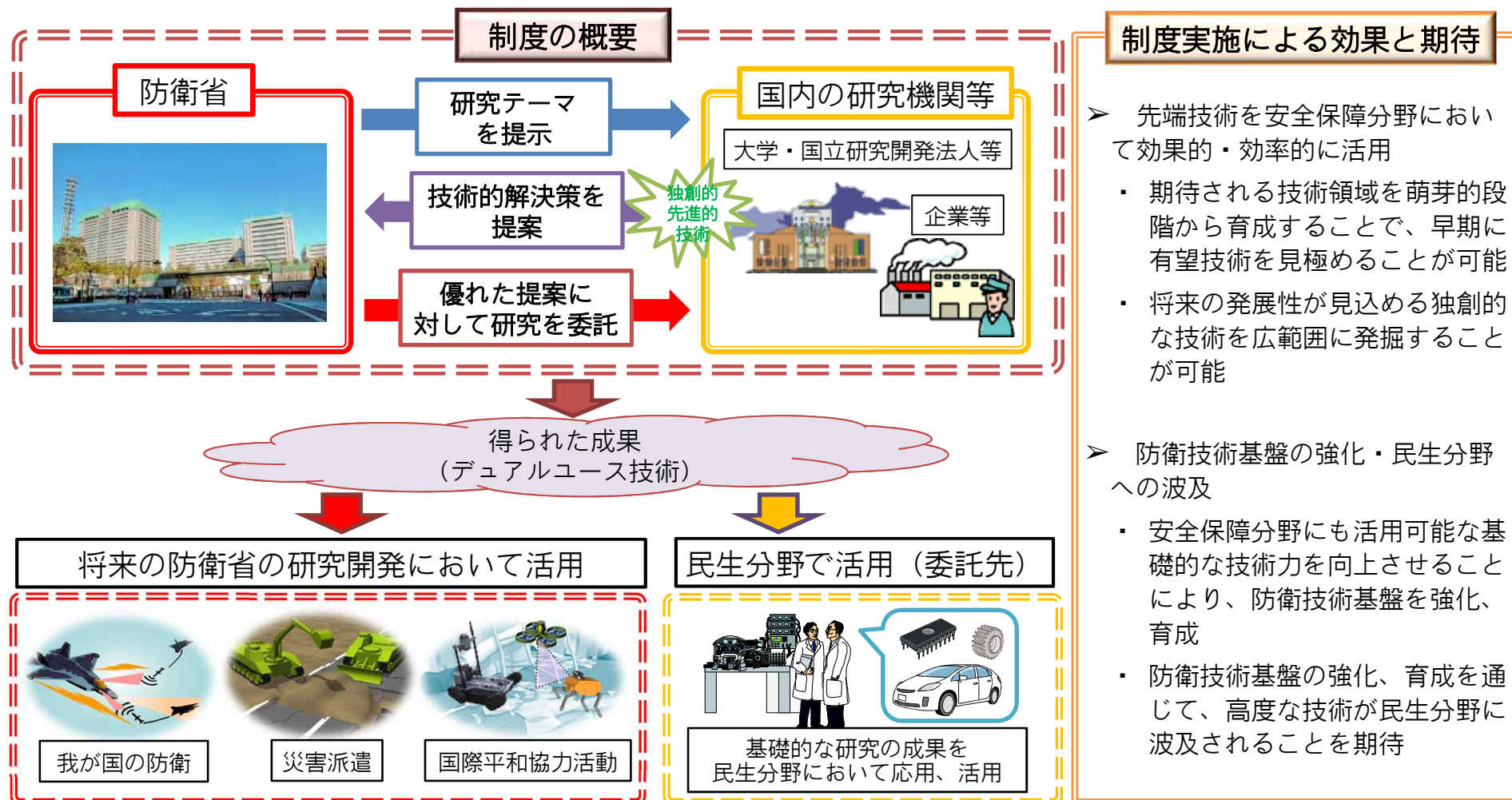


(総合科学技術会議基本政策専門調査会資料を基に修正) 2

安全保障技術研究推進制度について

安全保障技術研究推進制度の概要

- 装備品への適用面から着目される大学、国立研究開発法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成。
- 研究の成果は、将来の防衛省における研究開発において活用。また、民生における成果の活用を期待。
- 平成28年度概算要求は約6億円を計上（平成27年度予算 約3億円）



安全保障技術研究推進制度 平成２７年度公募概要

研究期間	３カ年度以内（１カ年度、２カ年度でも可）
研究費の規模	１課題あたり年間３,０００万円（直接経費）を上限 （直接経費の３０％を上限として間接経費を別途支給）
採択件数	予算の範囲内で採択（おおむね１０件程度を想定）
応募資格	（１）以下のいずれかの研究機関に所属している研究者 ・大学、高等専門学校又は大学共同利用機関 ・独立行政法人、特殊法人又は地方独立行政法人 ・民間企業、研究を主な目的とする公益、一般法人等 （２）研究代表者は、加えて以下の条件を満たすこと。 ・日本国籍を有し、日本語によるヒアリング審査や評価に対応できること ・研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に所属すること
知的財産権	委託相手方（採択者）に帰属。 （産業技術力強化法第１９条（バイドール条項）を適用）
成果の公開	原則として研究成果は公開。

採択する研究課題の審査について

公募

- 選考された研究テーマを公募書類に掲示し、技術提案（研究課題）を広く公募。



採択審査

書類審査 (一次審査)

- 技術的な知見を有する技術研究本部の職員により審査。

面接審査 (二次審査)

- 外部の専門家で構成する安全保障技術研究推進委員会※が実施。
- 一次審査の内容や応募書類の内容を踏まえ、面接審査を行う研究課題を安全保障技術研究推進委員会が選定。
- 外部の専門家が有する高い科学的・技術的な専門性から審査を実施。

最終審査

- 一次審査と二次審査で得られた結果、その他の事情（不正行為等）を総合的に勘案し、安全保障技術研究推進委員会において、研究課題の採択候補を選定。



採択研究課題決定

※ 安全保障技術研究推進委員会の構成員は次頁参照

安全保障技術研究推進委員（審査員）

No.	氏名	役職等
1	平澤 洽（委員長）	公益財団法人 未来工学研究所 理事長／上席研究員 東京大学 名誉教授
2	石濱 正男	神奈川工科大学 教授
3	岩野 和生	科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー
4	尾辻 泰一	東北大学 電気通信研究所 教授
5	小原 實	慶應義塾大学 名誉教授
6	梶 昭次郎	東京大学 名誉教授 帝京大学 ジョイントプログラムセンター 学術顧問
7	門脇 直人	情報通信研究機構 執行役／経営企画部長
8	河内 啓二	東京大学 名誉教授 公益財団法人 航空輸送技術研究センター 理事
9	木股 雅章	立命館大学 教授
10	谷岡 明彦	東京工業大学 名誉教授
11	土居 範久	科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 参与 慶應義塾大学 名誉教授
12	八田 博志	宇宙航空研究開発機構 宇宙科学研究所 専任教授
13	福地 一	首都大学東京 教授
14	村口 正弘	東京理科大学 教授
15	吉葉 正行	首都大学東京 教授

採択研究課題について

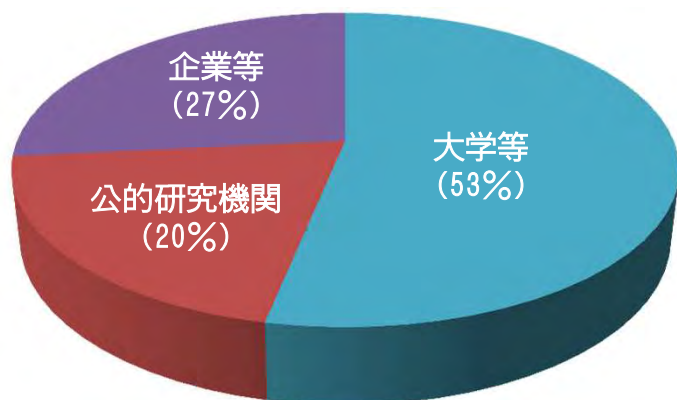
- 7月8日に公募（研究テーマの提示等）を開始し、8月12日に公募締切り。（応募総数は109件）
- 公募締切り後、外部の専門家により構成する安全保障技術研究推進委員会における審査を経て、下表のとおり、9件の研究課題について採択を決定。
- 審査においては、提案内容の新規性、独創性、革新性を重視するとともに、目標や研究計画の具体性について確認。

採択研究課題名	代表研究機関・研究代表者
ダークメタマテリアルを用いた等方的広帯域光吸収体	国立研究開発法人 理化学研究所 田中 拓男
ヘテロ構造最適化による高周波デバイスの高出力化	富士通株式会社 中村 哲一
構造軽量化を目指した接着部の信頼性および強度向上に関する研究	神奈川工科大学 永尾 陽典
極超音速複合サイクルエンジンの概念設計と極超音速推進性能の実験的検証	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 田口 秀之
海中ワイヤレス電力伝送技術開発	パナソニック株式会社 小柳 芳雄
光電子増倍管を用いた適応型水中光無線通信の研究	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 澤 隆雄
無人機搭載SARのリピートパスインターフェロメトリMTIに係る研究	東京電機大学 島田 政信
超高吸着性ポリマーナノファイバー有害ガス吸着シートの開発	豊橋技術科学大学 加藤 亮
可搬式超小型バイオマスガス化発電システムの開発	東京工業大学 吉川 邦夫

応募状況について

- 応募総数は、109件（大学等58件、公的研究機関22件、企業等29件）
- 本制度は基礎的な研究を対象としているため、大学等からの応募が最も多かった。

○所属機関別応募状況



所属研究機関	応募数 (割合)	内訳
大学等	58件 (53%)	国公立等38件 私立20件
公的研究機関	22件 (20%)	6機関
企業等	29件 (27%)	企業26件(23社) 団体3件(3団体)
計	109件	

研究テーマ分野別	応募数 (割合)
電子材料・物性・光波	34件 (31%)
機械・制御	33件 (30%)
情報・通信	42件 (39%)
計	109件

○研究テーマ分野別応募状況

